

注射薬自動払出システム保守業務委託仕様書

1 目的

注射薬自動払出システム保守業務について、専門的な知識と技能を有する受注者に委託することにより、適切な点検と整備を行い、常時安全かつ良好に動作する正常な運転機能を適切に維持管理し、もって市立病院における患者サービスの一層の向上に寄与することを目的とする。

2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

川崎市川崎区新川通12-1 川崎市立川崎病院

4 保守業務対象機器

自動アンプル払出装置 UNPUL4000 1式

注射支援システム

(プログラム、ラベルプリンタ、処方箋プリンタ 等) 1式

5 受注者が備える条件

- (1) 受託業務の責任者として、相当な知識を有し、医療器械の保守点検業務に関し、3年以上の経験を有する者を有すること。
- (2) 対象器械の保守点検業務を行うために必要な知識及び技能を有する者を有すること。
- (3) 次の事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。
 - ア 保守点検の方法
 - イ 点検記録
- (4) 次に掲げる事項を記載した業務案内書を常備していること。
 - ア 保守点検の方法
 - イ 故障時の連絡先及び対応方法
 - ウ 業務の管理体制

(5) 従事者に対して、適切な研修を実施していること。

6 保守内容

(1) 定期点検

定期点検については、契約期間内に2回と定め、技術員を派遣して清掃・点検・調整等を以下の点検項目に基づき行う。

ア 機器の正常かつ円滑な動作を維持するための清掃、注油及び調整

イ 異常の有無の点検及び性能点検

ウ 定期交換部品の交換及び各機器の調整

エ 障害の修理

(2) 障害対応業務

機器・システムに故障又は異常が発生したときは、速やかに技術員を派遣し修理を行い機能を回復させること。

(3) その他

ア 点検業務は、発注者の指示する日時に行うこと。

イ 点検に必要な消耗品・部品については、受注者負担とする。

ウ 障害対応業務に必要な部品については、受注者負担とする。

7 点検報告

定期点検・障害対応業務を完了したときは、報告書をもって確認を受けること。

8 その他

(1) 本仕様書に記載のない事項に関して、疑義が生じた場合には、双方協議のうえ決定する。

(2) 保守料の支払いについては、2回に分割し、1回目の支払いは1回目定期点検終了後2回目の支払いは契約期間完了後に発注者指定の様式を用いて支払う。